

1 調査の概要

(1) 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

(2) 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第23号）であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施している。

(3) 調査の期日

平成16年商業統計調査は、平成16年6月1日現在で実施した。

なお、商業統計調査は、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年（調査の2年後）に簡易調査を実施することとしている。今回は第2回目の簡易調査であり、総務省所管の「事業所・企業統計調査」及び「サービス業基本調査」との同時調査により実施した。

(4) 調査の範囲

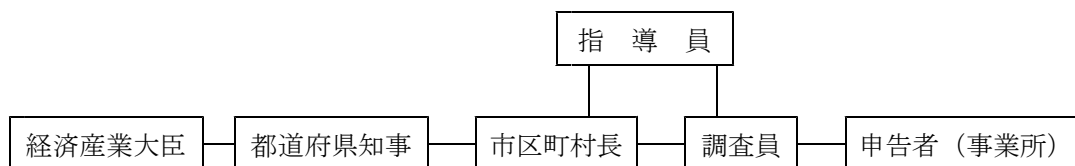
商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）による「大分類J－卸売・小売業」に属する事業所を対象とする。

ただし、次に掲げる事業所は調査の対象から除かれる。

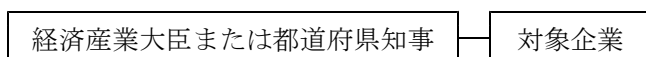
- ① 国及び地方公共団体等に属するもの
- ② 駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など、有料施設内の事業所（ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所は調査の対象とする。）
- ③ 休業中、開店準備中、清算中、または季節営業で、調査期日に専従の従業員がいない事業所

(5) 調査の経路

- ① 申告者（事業所）が自ら調査票に記入する方法（自計方式）による調査員調査方式



- ② 商業企業の本社・本店等の傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式



(6) 調査項目

- ① 事業所の名称及び電話番号
- ② 事業所の所在地
- ③ 経営組織
- ④ 本所・支所の別
- ⑤ 事業所の開設時期
- ⑥ 事業所の従業者数
- ⑦ 事業所の事業の種類
- ⑧ 会社について（法人のみ）
（資本金額、会社全体の常用雇用者数、会社全体の主な事業の種類）
- ⑨ 年間商品販売額等
（年間商品販売額、その他の収入額）
- ⑩ 売場面積等（小売業のみ）
（売場面積、セルフサービス方式の採用の有無、営業時間等）